

第1章 生活環境・住民自治

<みんながまちの主角、ほっとして安全な暮らしができるまち>

第1項 (1) コミュニティに関する基本計画

<政策> 住民主体の地域活動が活発なまち

■ 政策の基本方針

行政区運営を支援し、地域の自治とコミュニティの振興を図ります。集会所及び生活センターの適切な維持管理を行いながら、運営体制を検討し、地域活動や地域防災の拠点として活用を推進します。

■ 前期基本計画の評価

- それぞれの行政区が身近な課題解決に取り組めるよう、協働のまちづくり交付金事業を実施したことで、コミュニティづくりの機会が広がりました。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により、地域の行事等及び集会所等利用が低調となり、交流機会が減ったことから、地域力の回復が求められています。
- 行政区の見直しに関しては、区との情報交換を進めてきました。
- 公共施設等総合管理計画が策定され、集会所建替えと生活センターの集会所移行の検討が示されました。

■ 課題

- 行政区の運営について、アパート等の急増によるコミュニティ形成に苦慮するケースや、高齢化等による役員不足、自主防災組織の未設置、行政区の見直し（分割、統合）などが課題となっています。
- 集会所については、地区の交流のほか避難所や防災拠点の役割があることから、改修・修繕の老朽化対策を講じながら施設の維持を図っています。建替えを要する場合には集約化による整備を検討していきます。
- 生活センターは、地区の財産であり、地区の維持管理が原則ですが、老朽化に伴う補修等の助成を行っています。また、町への移管要望（集会所化）もあります。

■ 政策・施策の展開

< 政 策 >

< 施 策 >

1.(1)住民主体の地域活動が活発なまち

① 自治組織活動(行政区活動)の推進

② 集会所の維持管理と活用の推進

③ 生活センターの維持管理支援

④ 地域コミュニティ施設づくりの推進

<SDGsによる目標>



■ 施策の方向性と主な事務事業

① 自治組織活動（行政区活動）の推進

○地域の身近な課題解決に取り組めるよう、各行政区に協働のまちづくり事業交付金の支援を行い、良好なコミュニティの形成を促進しながら、次代の担い手や地域力の進展に寄与します。

○行政区の人口、面積、居住形態等を把握し、行政区からの要望等、必要に応じ行政区の見直し（分割、統合）について、協働して検討を進めます。

<主な事務事業>

- ・行政区運営事業（行政区長等）
- ・協働のまちづくり事業交付金事業
- ・行政区の改編・自治組織活動活性化事業

② 集会所の維持管理と活用の推進

○地域活動や防災活動の拠点として施設の維持管理に努め、使用頻度と老朽化を考慮した計画的な集会所の補修を行います。

○公共施設等総合管理計画を踏まえ、施設の統廃合も含めた改修・整備方針を検討します。

○地域コミュニティ活動の向上を目指し、利用者負担の見直し等、自由度の高い活用方法を検討します。

<主な事務事業>

- ・集会所維持管理事業

③ 生活センターの維持管理支援

○所有する地区と協議しながら、維持・管理、大規模修繕等について支援します。

<主な事務事業>

- ・生活センター維持管理補助事業

④ 地域コミュニティ施設づくりの推進

○集会所の大規模改修や整備については、公共施設等総合管理計画を基本としながら、施設の老朽度や利用状況、人口動態などを踏まえ、計画的に取り組めます。

<主な事務事業>

- ・集会所の大規模改修及び整備事業

■ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成29年度)	実績値 (令和4年度)	目標値(指標) (令和9年度)
1	集会所の利用人数	48,171人	18,010人	48,500人
2	「コミュニティの活性化」に対する満足度 (5点満点中)	3.4点	3.2点	3.5点

第2項 (1) 環境に関する基本計画

<政策> 美しい環境で誰もが快適に暮らせるまち

■ 政策の基本方針

環境基本計画に基づき、町・住民・事業所などが一体となり、快適で住みよい町を目指します。また、ごみの減量化、再資源化、省エネ・再エネなど、地球環境の保全に対する身近な取り組みを推進します。

■ 前期基本計画の評価

- 新型コロナウイルス感染症拡大により、町内一斉清掃が実施できないことがありましたが、地域の環境美化活動が回復しつつあります。
- ごみの減量化に関しては年々減少していたものの、新型コロナウイルス感染症拡大により増加しており、減量化に向けた取り組みが必要になっています。
- 省エネルギー機器の導入や、再生可能エネルギーの利用、電動車の導入等により地球温暖化防止を進めながら、課題の整理を進めました。

■ 課題

- 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、町の公共施設の二酸化炭素排出量の削減に、率先して取り組みを行っています。地球温暖化対策推進法の一部改正により、2050年までの脱炭素社会※(カーボンニュートラル)※の実現を基本理念に、再生可能エネルギーの導入などを全国的に進めているため、事業所や各家庭での二酸化炭素排出量削減の推進が求められています。
- 人口減少、高齢化により空き家の管理に関する問い合わせが増加しています。空き家が問題化する前の対策が必要となっています。

※脱炭素社会：二酸化炭素やメタンといった温室効果ガスの排出量を「全体としてゼロ」にする社会
※カーボンニュートラル：「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な排出量から植林・森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する

■ 政策・施策の展開

< 政 策 >

< 施 策 >

2.(1) 美しい環境で誰もが快適に暮らせるまち

① 環境の保全と共生

② ごみ処理の適正化

③ 空き家対策の推進

④ 町営墓地等の適正管理

⑤ し尿処理事業の推進

⑥ 放射能対策の推進

<SDGsによる目標>



■ 施策の方向性と主な事務事業

① 環境の保全と共生

- 騒音・悪臭等の公害や雑草・ペットなどの苦情に対し、迅速な調査・指導や啓発を行います。農業用排水路の水質検査を実施します。
- 次世代型住宅※の普及を図るため、各家庭への太陽光パネル、蓄電池などの再生可能エネルギーの普及や、省エネルギーに対する身近な取り組みを推進し、環境に優しく、災害に強いまちづくりを図ります。
- さまざまな環境保全に関する啓発活動や教育を推進し、地球温暖化対策に対して家庭や地域が参加しやすい仕組みを検討します。

<主な事務事業>

- ・環境保全対策事業
- ・合併処理浄化槽設置補助事業
- ・ペット対策事業
- ・環境政策推進事業
(次世代型住宅補助制度等)

② ごみ処理の適正化

- ごみの分別やリサイクルの徹底を呼びかけ、さらなるごみの減量化を推進します。
- 町内5か所のリサイクルステーションの活用により、再資源化を促進し、リサイクル率の向上を図ります。
- 仙南クリーンセンターにおける一般廃棄物の焼却のほか、各種廃棄物処理・処分手業を広域事業として取り組み、効率的な環境美化を図ります。

<主な事務事業>

- ・ごみ収集運搬委託事業
- ・不燃物処理事業等（一般管理）
- ・仙南広域負担金(仙南最終処分場、動物焼却施設、仙南リサイクルセンター、仙南クリーンセンター)

※次世代型住宅（スマートハウス）：エネルギーの自給自足を目指す住宅

■ 施策の方向性と主な事務事業

③ 空き家対策の推進

- 空き家に対する相談や対策事業に総合的に取り組み、防犯、景観等の生活環境の保全を図ります。
- 特定空き家については、行政関与についての研究を深め、適切な対応を図ります。
- 利活用が可能な空き家等については、不動産業者等と連携し、その有効活用を促進します。

<主な事務事業>

- ・ 空き家対策事業
- ・ 空き家利活用事業

④ 町営墓地等の適正管理

- 町営墓地の維持管理に努め、環境整備を図ります。

<主な事務事業>

- ・ 町営墓地維持管理事業
- ・ 仙南広域負担金（柴田斎苑）

⑤ し尿処理事業の推進

- 公共下水道処理区域外での合併処理浄化槽への切り替えと、公共下水道処理区域での未供用世帯に下水道への接続を推進し、衛生環境の保全と農業用水及び白石川へ排出される水質の改善に努めます。

<主な事務事業>

- ・ し尿汲取り委託事業
- ・ 仙南広域負担金
（柴田・角田衛生センター）

⑥ 放射能対策の推進

- 除染実施計画に基づく除染箇所や公園、学校等の空間線量を測定し、適切な情報提供により町民の不安解消を図ります。また、除去された土壌の安全な管理、処分を行います。
- 仙南地域広域行政事務組合で実施するごみの焼却事業に伴う、放射能についても、同組合との協議・連絡体制を密にしながら、適切な情報提供により町民の不安解消に努めます。

<主な事務事業>

- ・ 放射能対策事業

■ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「環境美化の推進」に対する満足度 (5点満点中)	3.5 点	3.3 点	3.6 点
2	町民 1 人一日当たりのごみ排出量(kg)	0.89kg	0.92 kg	0.85 kg
3	リサイクル率(資源ごみ/総排出量)	13.3%	14.1%	16.0%
4	町内一斉清掃への参加人数(延べ人数)	8,994 人	7,936 人	9,000 人
5	空き家の数	236 件 (H28 調査)	161 件 (R4 調査)	140 件
6	「空き家対策の推進」に対する満足度	2.3 点	2.4 点	2.7 点

第3項 (1) 地域の安全に関する基本計画

<政策> 子どもからお年寄りまで安全安心に暮らせるまち

■ 政策の基本方針

交通安全指導隊などの関係機関と連携し、交通安全の啓発や設備の充実を図ります。また、防犯では、地域で見守り体制を充実し、安全で安心なまちを目指します。

■ 前期基本計画の評価

- 交通安全指導隊と連携し、小中学校の通学路における街頭指導や注意喚起表示の設置を行いました。また、運転免許返納者に対する支援や高齢運転者マークの無料配布、交通安全メールの配信等を行いました。
- 防犯指導員によるパトロールや「ながら見守り隊」と連携して地域の防犯力の強化に努めました。
- 特殊詐欺被害防止を目的とした一部補助や犯罪被害者等の被害の軽減を目的とした「大河原町犯罪被害者支援条例」を制定しました。

■ 課題

- 交通事故のなかでも高齢者や自転車事故の割合が依然として高い状況にあることから、交通事故対策の実施が求められています。
- 不審者情報が多発しており、防犯メールによる情報提供等を、警察や防犯協会と連携して行っています。
- 特殊詐欺が暮らしの中の不安になっていることから、特殊詐欺被害の未然防止の強化が求められています。

■ 政策・施策の展開

< 政策 >

3.(1) 子どもからお年寄りまで安全安心に暮らせるまち

< 施策 >

① 交通安全啓発の推進

② 交通安全施設の充実

③ 防犯活動の充実

<SDGsによる目標>



■ 施策の方向性と主な事務事業

① 交通安全啓発の推進

- 交通死亡事故ゼロの継続と交通事故抑止を目指し、大河原警察署、町交通安全指導隊などの関係機関等との連携を図ります。特に高齢者と子どもの事故を中心に、効果の高い交通事故対策を実施します。
- 高齢者の免許返納者に対し、デマンド型乗合タクシー回数券またはタクシーチケットを交付し、高齢者の交通事故の未然防止を図ります。

<主な事務事業>

- ・交通安全街路灯管理事業
- ・交通安全啓発事業
- ・交通安全指導隊事業

② 交通安全施設の充実

- 道路標識や信号などの交通安全施設については、「大河原町通学路等安全対策推進会議」などの関係機関との会議により検討し、警察への要望を行います。
- 町民や行政区からの要望について、関係機関と協議し、街路灯の新設や更新を図ります。

<主な事務事業>

- ・交通安全施設維持管理事業
- ・街路灯設置事業
- ・区画線等表示事業
- ・歩道舗装打換事業
- ・道路防護柵設置事業

③ 防犯活動の充実

- 各地域における防犯活動を行う地区防犯協会（西部・東部・中央・丑越・金ヶ瀬）や町防犯指導隊による啓発・広報、巡回等の活動により犯罪を抑止し、町民の防犯意識の向上を図ります。
- 新入学児童に防犯ブザーを貸与し、不審者等から守ります。
- ながら見守りパトロールなど、誰でも気軽にできる活動を積み重ねることで、子どもたちの犯罪被害の未然防止を図ります。
- 防犯カメラの設置については、プライバシー問題への配慮を十分に行いつつ検討します。
- 特殊詐欺の多様化・悪質化に対し、被害防止機関との連携を強化します。特殊詐欺対策機能を持った電話機等の購入の一部補助を行い、特殊詐欺被害の未然防止に努めます。
- 大河原町犯罪被害者支援条例に基づき、犯罪被害者が受けた被害を軽減し、回復を図ります。

<主な事務事業>

- ・防犯指導員事業
- ・防犯活動推進事業
- ・防犯啓発事業

■ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「交通安全・防犯対策の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.2 点	3.3 点	3.5 点
2	町内交通事故の発生件数	96 件	55 件	50 件
3	刑法犯認知件数	140 件	113 件	100 件

第4項 (1) 消防・防災に関する基本計画

<政策> 住民と行政が力を合わせてつくる、災害に強いまち

■ 政策の基本方針

地域の自主防災組織の強化や防災訓練などにより、住民の防災意識の高揚を図ります。消防団員の確保や防災施設を充実し、災害に強い町をつくります。

■ 前期基本計画の評価

- 町の防災対策の基本となる地域防災計画の改訂を行い、災害対応の方向性を決めました。
- 計画的に消防ポンプ付積載車の更新を行い、消防団活動の充実を図りました。
- 消防団員の報酬を改訂し、待遇改善を図りました。
- 令和元年台風19号や相次いだ地震等、災害が頻発化・激甚化していることから、災害対策を進めるとともに、特に河川環境の改善等国・県に継続して要望してきました。
- 大規模な災害からの被害を最小化に向けた重点施策を示した大河原町国土強靱化計画を策定しました。
- 災害時に町が民間事業者から支援を受けられるよう、災害協定の締結を行いました。
- 平成30年度より防災士資格取得の助成を行い、防災士の育成に努めました。

■ 課題

- 大規模な自然災害を想定した災害対策の更なる推進が求められています。
- 災害発生時には、避難指示の発令や指定避難所の開設を適切なタイミングで行い住民の安全確保を図ります。
- 高齢者世帯や障がい者などの、要配慮者等への避難計画の策定が必要になっています。
- 自主防災組織は43行政区中40行政区で組織されており、未結成の行政区に組織結成の支援を進めていきます。
- 地域の安全を確保するうえで消防団員の確保が非常に重要になっています。
- 住宅の耐震診断、改修工事及び危険ブロック塀の除去について、理解・普及を進めます。

■ 政策・施策の展開

< 政 策 >

4.(1) 住民と行政が力を合わせてつくる、災害に強いまち

< 施 策 >

① 常備消防活動(消防署)の推進

② 非常備消防活動(大河原町消防団)の推進

③ 消防防災施設整備の充実

④ 風水害対策の推進

⑤ 地域の災害対策の推進

⑥ 地震に対する安全性の確保及び向上

<SDGsによる目標>



■ 施策の方向性と主な事務事業

① 常備消防活動(消防署)の推進

- 常備消防(仙南地域広域行政事務組合、大河原消防署)に関する費用負担を行いながら連携を強め、消防力と広域的な防災体制を強化します。

<主な事務事業>

- ・仙南広域負担金(消防費)

② 非常備消防活動(大河原町消防団)の推進

- 春秋の火災予防運動や各種イベントにおける啓発、消防後援会や消防団協力事業所との連携を一層強化します。
- 団員確保や消防ポンプ付積載車等の更新・維持管理に努め消防団活動の充実を図ります。

<主な事務事業>

- ・消防団運営事業
- ・消防ポンプ車等管理事業

③ 消防防災施設整備の充実

- 防火水槽や消火栓などの消防施設の充実と適正な維持管理に努めます。
- 消防ポンプ自動車、消防ポンプ付積載車を更新し台数の維持に努めます。
- 無蓋防火水槽は、安全性を考慮し消火栓等への移行を検討します。

<主な事務事業>

- ・消防関連施設(車両)等整備事業
- ・消防施設維持管理事業

④ 風水害対策の推進

- 内水氾濫を想定した防災マップを活用し、非常時に対応した避難行動が取れるように周知を図ります。
- 防災訓練等において、地域住民参加のもと、集中豪雨や土砂災害の訓練や講習を実施します。
- 雨水調整池を整備するとともに、河川整備について国、県に継続して要望を行います。

<主な事務事業>

- ・水防対策事業

⑤ 地域の災害対策の推進

- 地域防災計画に基づき、防災マップの作成と適切な見直し、自主防災組織や関連機関と連携し、要配慮者等の適切な把握と、避難計画の策定、民間企業等との災害時の応援協定の締結等を推進します。
- 大規模災害やミサイル飛来等に備え、防災行政無線、Jアラートなどの情報機器の適切な管理と活用を図り、国の基準に沿った規格による防災行政無線の整備を進めます。
- 防災情報伝達システム(各地域への防災屋外拡声装置の設置等)など、災害時の情報提供や緊急時連絡方法の検討を進めます。
- 自主防災組織が未結成の3行政区での組織結成を目指すとともに、防災訓練等の活動を積極的に支援し、防災意識の高揚と災害時の地域の共助体制づくりに努めます。
- 地域における防災資機材や備蓄品の充実を支援するとともに、役場における計画的な食糧品等の備蓄を図ります。
- 役場(職員)においては、業務継続計画を策定するとともに、日ごろより実践に即した研修等を実施し、災害等の非常時に備えます。

<主な事務事業>

- ・地域防災計画推進事業
- ・地域防災力向上支援事業
- ・防災行政無線関係事業
- ・災害対策非常配備関係事業
- ・災害時要援護者支援事業
- ・山岳遭難防止対策事業

⑥ 地震に対する安全性の確保及び向上

- 通学路をはじめとした危険ブロック塀の撤去助成等を行い、一般住宅の耐震化等を推進します。

<主な事務事業>

- ・木造住宅耐震診断助成事業
- ・木造住宅耐震改修工事助成事業
- ・危険ブロック塀等除却事業

■ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	消防ポンプ自動車、消防ポンプ付積載車、防災活動車台数	23 台	23 台	23 台
2	火災の発生件数	5 件	7 件	減少
3	自主防災組織の結成	40 行政区	40 行政区	43 行政区
4	消防団の団員数	272 人	254 人	300 人
5	「消防防災体制の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.7 点	3.6 点	3.8 点
6	「災害対策の充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.2 点	3.2 点	3.3 点

第5項 (1) 住民参加・住民自治と情報共有に関する基本計画 <政策> 情報を共有し住民が主役の開かれたまち

■ 政策の基本方針

ICT技術の進展に対応し、多様な町の情報を発信し、住民との情報共有を推進します。
まちづくりへの参加機会を増やすとともに、自主的な住民活動を支援し、住民が主役の自治振興を図ります。

■ 前期基本計画の評価

- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、住民活動、交流の場の利用等が低調となり、重ねて町政への住民参加の機会も設定できない状態がありました。
- ・広報おおがわら、おしらせばん、ホームページに加え、SNS（Facebook、YouTube、LINE）を広く活用した広報活動を行いました。
- ・新型コロナウイルス感染症対応に関し、「特別版おしらせばん」を臨時で3回発行及びホームページの特設ページ等により、非常時の緊急情報を提供しました。
- ・情報通信技術の急速な進展に対応するため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）※全体方針を令和5年3月に策定しました。

■ 課題

- 住民の利便性向上及び職員の業務効率化を図るため、行政手続のデジタル化が求められています。
- デジタル格差解消に向けた対策が求められています。
- 投票率の低下等、行政に対する無関心層の増加や、行政主導、行政依存の傾向が続いています。
- NPOなどの市民活動団体が少ない傾向にあり、このような住民活動の活性化を図る必要があります。
- 住民、議会、行政それぞれの役割、住民参加の意義などを再確認し、自己負担や自己責任を踏まえた、住民意向と選択を大切にしたまちづくりが求められます。
- 選挙に関する啓発はもとより、まちづくり活動や町政に幅広く参加できるような、しくみづくりが求められます。

■ 政策・施策の展開

< 政 策 >

< 施 策 >

5.(1) 情報を共有し住民が主役の開かれたまち

<SDGsによる目標>



- ① ICT技術を活用した地域情報化の推進
- ② 広報・広聴の推進
- ③ 適正な情報公開と公文書管理の推進
- ④ 住民参加の機会拡充と住民活動の育成・支援

※DX（Digital Transformation）：社会の根本的な変化に対応して、デジタル技術を活用し行政サービスの向上を主な目的とした、新たな価値を創出するための改革。

■ 施策の方向性と主な事務事業

① ICT技術を活用した地域情報化の推進

- ホームページの多言語化、SNS（Facebook、YouTube、LINE など）への対応等、町内外に向けた情報の発信を充実します。
- 電子メールの配信サービスほか、防災や防犯にも活用できる、GIS^{*}システム等の活用を検討します。
- 庁内デジタル化推進員と連携し、住民サービスの向上及び業務効率化など行政手続のデジタル化を推進します。
- デジタル格差解消に向けた情報の発信やスマホ教室の開催など、高齢者等に対しサポートを進め、デジタルデバイド対策を推進します。

<主な事務事業>

- ・ 地域イントラネット維持管理事業
- ・ 公式サイト管理事業
- ・ 電子メール配信サービス事業
- ・ 共同電子申請事業

② 広報・広聴の推進

- 「広報おおがわら」や「おしらせばん」等の紙ベースの情報伝達を継続しつつ、デジタル化により必要な情報が手軽に選択・取得できる環境整備に努めます。

<主な事務事業>

- ・ 「広報おおがわら」発行事業

- ・ 「おしらせばん」発行事業
- ・ 情報共有活動事業（出前情報交換会等）
- ・ 広報掲示板設置事業
- ・ ふるさとCM制作事業

③ 適正な情報公開と公文書管理の推進

- 個人情報の保護等に十分に配慮しながら、制度に基づいて適正な情報公開及び公文書管理を行います。

<主な事務事業>

- ・ 情報公開審査会事業
- ・ 文書管理事業

④ 住民参加の機会拡充と住民活動の育成・支援

- 住民活動の場所の充実と活用拡大を図り、住民活動のサポートを推進します。
- 各種事業の計画策定段階から事業実施において、住民参加の機会を増やします。NPOから任意の住民団体まで、幅広い自主的な活動を支援します。人と人、人と地域のつながりが育める環境づくりを目指し、住民自治振興のためのしくみづくりを推進します。

<主な事務事業>

- ・ 住民自治促進事業
- ・ 住民活動支援事業

■ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「わかりやすい情報公開の推進と情報共有」に対する満足度(5点満点中)	3.8 点	3.6 点	3.8 点
2	ホームページの年間アクセス件数	337,000 件	1,595,334 件	1,600,000 件
3	「まちづくりへの住民参加促進」に対する満足度(5点満点中)	3.1 点	3.1 点	3.2 点
4	行政手続のオンライン申請件数	—	—	3,000 件

※GIS (Geographic Information System) : 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工する技術

第6項 (1)時代の潮流に関する基本計画

<政策> 広域な視点で時代を展望できるまち

■政策の基本方針

さまざまな広域連携にリーダーシップを発揮して取り組みます。人口減少の抑制に向けて、町独自の施策を検討、実施します。時代の潮流に柔軟に対応できる施策を展開します。

■前期基本計画の評価

- ・仙南地域広域行政事務組合による共同事業のほか、共通課題による事業化が増えています。
- ・人口が横ばい状態ではありますが、人口減少を念頭に置いた重点的な対応策が求められています。
- ・社会環境の変化に対応する事業化が体制不足で進められない状況。求められる事業を絞り込み、計画立て、推進体制の検討が必要です。

■課題

- 人口減少が進むなか、今後は、観光分野や公共施設の共同利用、共同管理など幅広い分野の広域連携が求められます。
- 現在、本町の人口は横ばい状態です。新築住宅の建築件数等も順調ですが、今後の本格的な人口減少社会の到来を踏まえ、移住・定住政策や結婚促進事業等の町独自の取り組みが必要となっています。
- まちづくりの全ての分野において、グローバル化やデジタル化、SDGs、地域共生など、時代による社会環境の変化に対して、柔軟な対応が求められています。

■政策・施策の展開

< 政 策 >

6.(1) 広域な視点で時代を展望できるまち

< 施 策 >

① 広域連携の推進

② 人口を維持するしくみづくりの推進

③ さまざまな社会環境変化への対応

<SDGsによる目標>



■ 施策の方向性と主な事務事業

① 広域連携の推進

- 仙南地域広域行政事務組合による共同事業を維持、継続するとともに、県南地域の将来を見据えながら、さまざまな分野で協議を進め、課題解決を図っていきます。
- 町の中心性や拠点性を認識し、広域連携に係る先導的なリーダーシップを発揮します。

<主な事務事業>

- ・仙南広域負担金（総務費）
- ・広域連携推進事業

② 人口を維持するしくみづくりの推進

- まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた取組みを強化する中で、町外からの移住者の増加と町内定住を促進するしくみづくりを検討し、選ばれる町を目指していきます。
- 少子化対策の一環として、男女の交流イベントなどを開催し、出会いの場を提供します。

<主な事務事業>

- ・移住・定住促進事業
- ・結婚促進事業

③ さまざまな社会環境変化への対応

- 国際化に対応するため、子どもを中心として、異文化に対する理解を推進します。
- ジェンダー平等*など地域共生社会の進展に向け、啓発等を図っていきます。

<主な事務事業>

- ・国際交流事業
- ・男女共同参画推進事業

■ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「広域行政の推進」に関する満足度 (5 点満点中)	3.1 点	3.3 点	3.4 点
2	転入件数	740 件	903 件	維持
3	婚姻届届出件数	99 件	74 件	維持

※ジェンダー平等：性別にかかわらず、平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めること。

第7項 (1) スポーツ振興に関する基本計画

＜政策＞スポーツを通じて、みんながWell-being(幸福)になるまち

■ 政策の基本方針

おおがわら千本桜スポーツパーク・総合体育館等を中心に、「Well-beingなまちづくり」を推進するため、町民だれもが楽しみながら健康づくりができる環境をつくります。

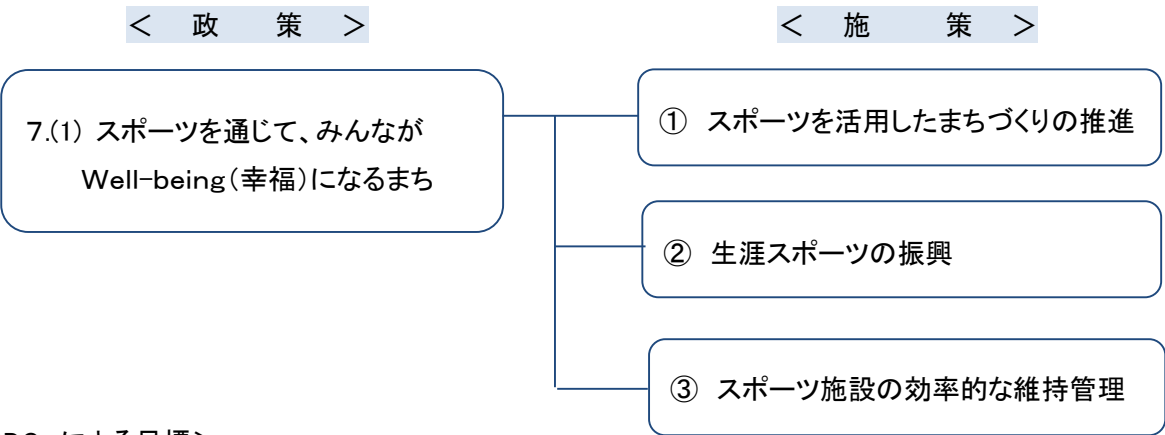
■ 前期基本計画の評価

- 新型コロナウイルス感染症拡大により、指導者の養成や各種スポーツ大会の実施が低調となりました。
- 総合型地域スポーツクラブ設立に向け関係団体と連携を図り、令和5年度からの設立が決定しました。
- 老朽化の進む総合体育館の改修・修繕を計画的に進めるため、総合体育館の修繕計画を策定しました。
- スポーツの力をまちづくりに活用するため「スポーツまちづくり推進課」を令和5年度から町長部局に新設しました。

■ 課題

- 「Well-beingなまちづくり」を推進するため、スポーツ意識の普及、体を動かす活動・スポーツに触れられる機会を増やすことが求められています。
- これまでのスポーツ施設を利用した各種事業に加え、おおがわら千本桜スポーツパークを利用した、賑わいづくり・健康づくりの事業展開が求められています。
- スポーツ施設の指定管理について、効果的かつ適切な施設運営が求められています。
- 誰もが気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの活動が求められています。
- 総合体育館を中心に施設の老朽化が進んでおり、修繕計画に基づき優先順位を設け修繕・改修を進めていく必要があります。

■ 政策・施策の展開



＜SDGsによる目標＞



■ 施策の方向性と主な事務事業

- ① スポーツを活用したまちづくりの推進
- 日常での体を動かす様々なことをスポーツにとらえ、町民誰もがスポーツに触れることのできる環境づくりを進めるとともに、スポーツを通じた交流の場の創出と賑わいの場の創出による「Well-beingなまちづくり」を推進します。
 - スポーツ推進委員など指導者の養成を図り、誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めます。

<主な事務事業>

- ・ スポーツまちづくり推進事業

② 生涯スポーツの振興

- 町民を対象としたレクリエーション大会等を実施するとともに、スポーツ団体が行う教室・大会への支援を行います。
- これまでのスポーツ施設に加え、おおがわら千本桜スポーツパークを活用し、各種スポーツ事業を実施します。
- 総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

<主な事務事業>

- ・ 各種スポーツ振興事業
- ・ 行政区等スポーツレクリエーション推進事業

③ スポーツ施設の効率的な維持管理

- 指定管理者制度を継続し、適切な施設運営を行いながら、総合体育館等スポーツ施設の適正な維持と計画的な修繕・改修を行います。
- パークゴルフ場の管理運営については、民間活力の導入により適切な施設運営を行います。

<主な事務事業>

- ・ スポーツ施設維持管理・運営事業

■ 政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	策定時 (平成 29 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値(指標) (令和 9 年度)
1	「スポーツの振興」に対する満足度 (5 点満点中)	3.3 点	3.3 点	3.5 点
2	スポーツ施設(総合体育館、東部グラウンド、東部屋内運動場、多目的広場、テニスコート)の利用者数合計(年間)	107,877 人	86,957 人	120,000 人
3	スポーツ施設(パークゴルフ場)の利用者数(年間)	—	—	17,000 人